

新庄最上定住自立圏の形成に関する  
協定の一部を変更する協定書

平成28年3月22日

新庄市 真室川町

## 新庄最上定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

新庄市（以下「甲」という。）と真室川町（以下「乙」という。）は、平成27年6月25日に締結した新庄最上定住自立圏の形成に関する協定について、その一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1の4に次の1号を加える。

### （4）特産品を活用した「食」による地域活性化

取組の内容	圏域内の地場産品の消費を拡大するため、地産地消の取組及び当該産品の圏域外への販売を促進する。
甲の役割	乙と連携し、圏域内生産者との連携強化、地産地消の情報発信及び地場産品販売の取組を推進する。
乙の役割	甲と連携し、圏域内生産者との連携強化、地産地消の情報発信及び地場産品販売の取組を推進する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月22日

甲 新庄市沖の町10番37号

新庄市長 山尾順紀

乙 最上郡真室川町大字新町127番5

真室川町長 井上 薫